

規 約

A パネ工法普及協議会

—木造在来軸組+CLT—

A パネ工法普及協議会 一木造在来軸組+ CLT— 規約

(名 称)

第1条 本会は、「A パネ工法普及協議会 一木造在来軸組+ CLT—」(以下「本会」という。)と称する。

(事 務 所)

第2条 本会は、主たる事務所を岐阜県各務原市に置く。

(目 的)

第3条 本会は、住宅のみならず、小～中大規模木造施設建築に A パネ工法ならびに CLT パネルの活用研究を図ると共に、販売促進に向け、次の事項についての研究・実践を目的とする。

- ① 新築住宅向けの活用
- ② 小～中大規模木造施設建築物への活用
- ③ 既存住宅、既存建築物に活用

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- ① CLT 国土交通大臣壁倍率認定、CLT 水平耐力認定の活用に関する事業
- ② 小～中大規模木造施設意匠、構造設計デザイン融合に関する事業
- ③ 設計者、施工者向けの木造施設設計及び施工講習会に関する事業
- ④ 木造施設普及販促活動並びに実践研修会に関する事業
- ⑤ 木造施設見学会、各種セミナー開催に関する事業
- ⑥ 木造倉庫、事務所等、企画プラン開発及び提案に関する事業
- ⑦ ゼロエネルギー施設、防災施設等企画プラン開発及び提案に関する事業
- ⑧ CLT、太陽光発電、断熱性、耐震性、防災機能などハイブリットな提案を行い、ゼロエネルギー施設並びに災害時における防災拠点としての施設提案を図る事業
- ⑨ CLT 活用方法の研究並びに新商品開発に関する事業
- ⑩ 研究施設、官公庁等外部協力機関の提携に関する事業
- ⑪ 小～中大規模木造施設普及に関わる情報収集に関する事業

(会 員)

第5条 本会の会員は、次のとおりとする。

- ① 会員 本会の目的、事業に賛同し、A パネ工法また CLT パネルを利用する建築関連工事業、建築関連設計業を営む法人並びに個人事業者
- ② 社員 本会の目的、事業に賛同し、技術開発の円滑化及び発展を目的として普及・販売等をする法人または個人
- ③ アドバイザー 本会の技術支援や協力、情報提供等を行う有識者及び官公庁、それらに準ずる機関

(会員の義務)

第6条 会員の義務は、次のとおりとする。

- ① 会員は、付与された国土交通大臣認定、構造性能評定及び設計施工マニュアルを使用するにあたって、当会が開催する設計施工講習会に参加しなければならない。
- ② 会員は、Aパネ工法の設計、施工にあたって、マニュアルの内容を遵守しなければならない。
- ③ 会員は、前条に該当しないもしくは本会が開催する講習会を受講していない法人並びに個人事業者に対し、国土交通大臣認定、構造性能評定及び設計施工マニュアルの貸出・譲渡をしてはならない。

(役 員)

第7条 本会に次の役員をおく。

代表 1名、 副代表 若干名、 会計 1名

(理 事 会)

第8条 理事会は、本会の役員により構成する。

(経 費 等)

第9条 本会の経費は、助成金・寄付金その他の収入をもって充て、会費は無料とする。

(資格の喪失)

第10条 会員は、次の各号に該当する場合は、その資格を喪失し、当会から退会する。

- ① 退会の申し出があったとき
- ② 第5条に掲げる会員たる資格の喪失
- ③ 死亡又は解散

(退 会)

第11条 会員が退会しようとするときは、理由を付して、退会届けを代表に提出しなければならない。

(除 名)

第12条 当会は会員が次の各号の一つに該当するときは、理事会の決議によって、当該会員を除名することができる。

- ① 当会の規約又は理事会の決議に反する行為をしたとき
- ② 当会の事業を妨げ、当会の名誉を損ない又は目的に反する行為をしたとき

(届 出)

第13条 会員は、その名称若しくは住所、会員代表者に変更があったときは、遅滞なく、当会にその旨を書面で届け出なければならない。

(事業年度)

第14条 本会の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

(規約改正)

第15条 この規約は、理事会の決議をもって改正することができる。

(そ の 他)

第16条 この規約の施行にあたり必要な事項は代表が役員にはかり別に定める。

附 則

1.本会の役員は、次の社員とする。

代表 〒462-0841 愛知県名古屋市北区黒川本通 4-25 阿部 一雄

副代表 〒893-1206 鹿児島県肝属郡付町前田 2090 佐々木 幸久

会計 〒500-1884 岐阜県岐阜市大倉町 12 後藤 栄一郎

2.この規約は、平成29年1月1日から適用する。